

一般財団法人大阪大学産業科学研究協会 賛助員規程

第一条 一般財団法人大阪大学産業科学研究協会（以下「協会」という。）は、協会定款 33 条の賛助員（協会の目的に賛同しその事業の援助をする個人 又は団体）を下記のように定める。

（賛助員の規定）

- 第二条 賛助員として、特別功労会員、功労会員、正会員、賛助会員、特別賛助会員（アドバイザーボード）、特別会員を設ける。
- 2 特別功労会員は、協会に対して一千万円以上の金品の寄付もしくはサービス等の支援をした法人もしくは個人とする。
 - 3 功労会員は、協会に対して百万円以上の金品を寄付した法人もしくは個人とする。
 - 4 正会員は、協会の目的及び事業に賛同し、年会費を一口以上納入した法人とする。正会員の年会費は、一口十万円とする。
 - 5 賛助会員は、協会の目的及び事業に賛同し、年会費を納付した個人もしくは創業 10 年以内のベンチャー企業もしくは小規模事業者（常時使用する従業員数が製造業その他は 20 人以下、商業サービス業は 5 人以下）とする。賛助会員の年会費は、一口 5 万円とする。ただし、個人の賛助会員の年会費は 2 万円とする。
 - 6 特別賛助会員は、協会の目的及び方針に則り、無給で協会の事業活動を援助する個人で、その規程は別途定める。
 - 7 特別会員は、協会と密接な関係を有する団体として、理事会の承認により認定し、年会費を免除する。

（顕彰）

- 第三条 協会は、特別功労会員及び功労会員の功労を記念碑等に記し未永くこれを顕彰する。
- 2 協会は、正会員、賛助会員、特別賛助会員、協会役員及び評議員に対して、その功労が別途定める規程を満たした者については、その功労を記念碑等に記し未永くこれを顕彰することができる。

（会費）

- 第四条 正会員及び賛助会員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを会員資格とし、会員資格末日までに会員から書面による申し出がない限り

会員を自動継続するものとする。

- 2 正会員及び賛助会員の年会費の払い込みは、原則として6月末日までとする。途中入会の会員は、入会日から2ヶ月以内に年会費を支払うものとする。

(除名等)

第五条 協会は、協会活動にとってふさわしくない行為があった賛助員を、理事会の決議により除名することができる。

- 2 協会は、協会活動にとってふさわしくない行為があった者について、理事会の決議により第三条の顕彰を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第六条 この規程の改廃は、企画戦略会議の答申に基づき、理事会の決議により行うことができる。

附 則

この規程は、平成二十二年三月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。